

知っておきたい 税金あれこれ No.8

(隔月発行)

OAG Certified Public
Tax Accountant's Corporation OAG税理士法人 資産税部
新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階
TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100
URL <http://www.oag-tax.co.jp>

相続等により取得した種類株式の評価

平成18年5月に施行された会社法により多種多様な種類株式を発行することができることになりました。これに伴い、平成19年1月1日以降に、相続、遺贈又は贈与により同族株主が取得した次の種類株式の評価方法が明確化されました。

1. 配当優先の無議決権株式

原則的な評価

普通株式と同様の評価(類似業種比準方式又は純資産価額方式)をしますが、類似業種比準方式により評価する場合の「1株当たりの配当金額」は、株式の種類ごとに計算して評価をします。

例外的な評価

相続税の申告期限までにその株式の遺産分割協議が確定し、株式を取得した同族株主全員が「無議決権株式の評価の取扱いに係る選択届出書」及び株式の評価額の算定根拠を所轄税務署長に提出した場合には、次の算式で計算した金額により評価をします。

イ. 無議決権株式の評価額(単価) = 上記の原則的な評価額(A) × 0.95

ロ. 議決権のある株式の評価額(単価) = (議決権のある株式の1株当たりの通常の評価額 × 議決権のある株式の株式総数 + (A) × 無議決権株式の株式総数 × 0.05) ÷ 議決権のある株式の株式総数

2. 社債類似株式

次の条件を満たす株式については、発行価額により評価をします。

イ. 配当金は優先して分配する。ロ. 残余財産の分配は、発行価額を超えて分配しない。ハ. 一定期日において、発行会社はこの株式の全部を発行価額で償還する。ニ. 議決権を有しない。ホ. 他の株式を対価とする取得請求権を有しない。

3. 拒否権付株式

拒否権付株式については、拒否権を考慮せずに評価をします。

申告の誤りに気づいた場合

確定申告も終わり、新たな年の資料を整理し始めたところ、昨年の領収証が見つかったりすることは良くあることです。

昨年の必要経費が漏れていた場合などに、国に税金を返してもらう手続きがあります。「更正の請求」といい、返してもらう理由とその資料を添付して税務署に提出し、誤っていた内容が認められると税金が戻ってきます。

注意が必要なのは、この手続きは当初の申告期限から1年以内しか認められないということです。気づいた場合には、早めの手続きが必要となります。

贈与はキチンと行いましょう!

「生命保険の落とし穴」その1

生命保険に加入していない方はいないほど、生命保険は大変身近な制度です。特に「A共済や日本郵政公社(郵便局)の簡易保険は、気軽に入れる保険です。

さて、現在加入されている生命保険の契約の中であなたが保険料を負担しているのに、契約者と受取人があなた以外の配偶者、お子様、お孫さんの契約はありませんか?仮にある場合は、契約を見直してください。保険の課税は保険料負担者(通常は契約者)と受取人により決まります。契約者・受取人と保険料負担者が異なる場合には、実質的な保険料負担者が優先されます。従って、受取人と保険料負担者が異なる保険が満期になった時点で、下記のいずれかの取扱いになります。

受取人であるあなた以外の方が取得される場合には、保険料負担者があなたなので、満期保険金に贈与税が課税されます。

受取人ではないが、実質的に保険料をお支払いになったあなたが満期保険金を受け取る場合には一時所得として所得税が課税されます。

ここで考えてみましょう。上記の課税関係でよろしければ、最初から契約者、受取人ともにあなたご自身にすればよかったお話です。あえて、別のかたの名義にしたのは、その方に満期保険金相当額を差し上げたいというお気持ちからだとお察しします。このような場合には、「支払保険料の贈与」を検討してみてもいかがでしょうか。あなたが支払保険料をみなさんに贈与して、みなさんがそれを原資として生命保険に加入するという契約であれば、満期保険金は個々の受取人が受け取った時点で一時所得として所得税が課税されます。

保険料は暦年贈与制度で贈与することをお勧めします。但し、現金贈与と同様に、贈与の証拠保管、贈与税の申告書の提出はお忘れなく。

